

Ⅱ 機 構



道の駅 しらとりの郷・羽曳野 （高区配水池）

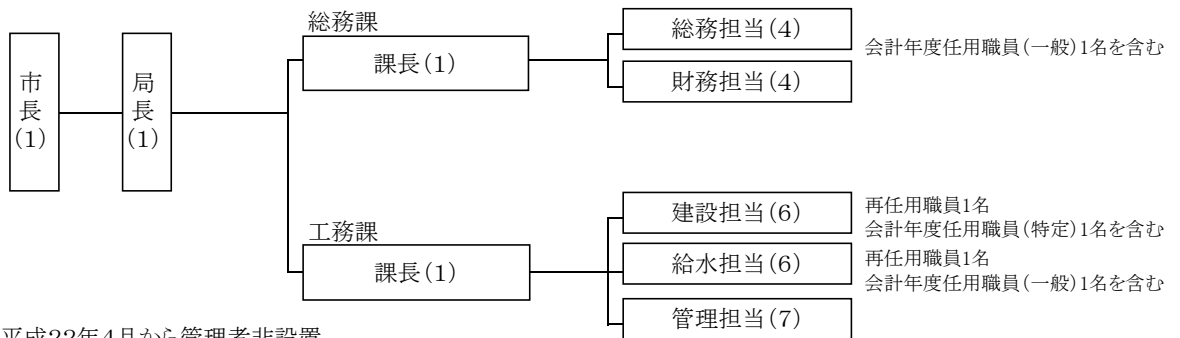
1. 歴代管理者

氏 名	任 期		備 考
	就 任	退 任	
西 川 源一郎	昭和43年 7月 1日	昭和52年 7月 8日	
北 辻 寿 男	昭和52年 7月 9日	昭和52年 8月 2日	水道局次長が職務代理
松 本 市太郎	昭和52年 8月 3日	昭和55年 1月 4日	
西 田 菊 次	昭和55年 1月 5日	昭和63年 3月31日	
河 徳 久 雄	昭和63年 4月 1日	平成 2年 3月31日	
杉 本 雅 己	平成 2年 4月 1日	平成 7年 3月31日	水道局長が職務代理
潮 田 洋 右	平成 7年 4月 1日	平成 9年12月31日	水道局長が職務代理
潮 田 洋 右	平成10年 1月 1日	平成15年12月31日	
植 田 信 也	平成16年 1月 1日	平成16年 3月31日	水道局長が職務代理
浅 田 幹 男	平成16年 4月 1日	平成20年 3月31日	
田 仲 義 己	平成20年 4月 1日	平成21年 3月31日	水道局長が職務代理
鎌 田 孝 司	平成21年 4月 1日	平成22年 3月31日	水道局長が職務代理

※平成22年4月1日より羽曳野市水道事業の設置等に関する条例第4条第1項の規定により管理者は非設置。

2. 機構図

(令和3年度)



3. 職員構成

(1) 職員構成(職員数及び配置) (令和3年度)

課・担当 \ 補職名	局長	次長	課長	参事	課長補佐	主幹	主査	主任	主事	計
	1									1
総務課	0	0	1	0	1	1	0	4	1	8
総務担当					1			1	1(1)	3
財務担当						1		3		4
工務課	0	0	1	4	4	5	0	1	1	16
管理担当				2	2	1		1	1	7
給水担当				1	1	2			(2)	4
建設担当				1	1	2			(2)	4
合 計	1	0	2	4	5	6	0	5	2	25

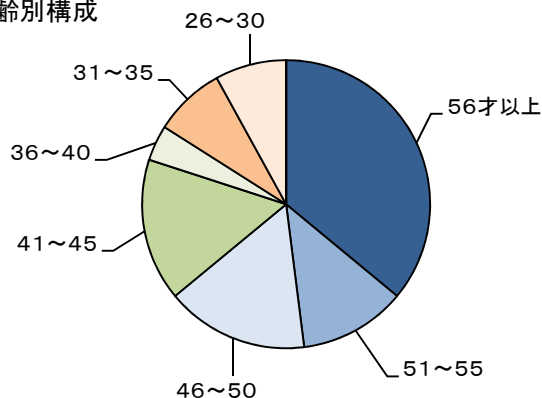
() は再任用・会計年度任用職員(特定・一般)で職員数に含めない

(2) 年齢別・経験年数別構成

(単位：人、%)

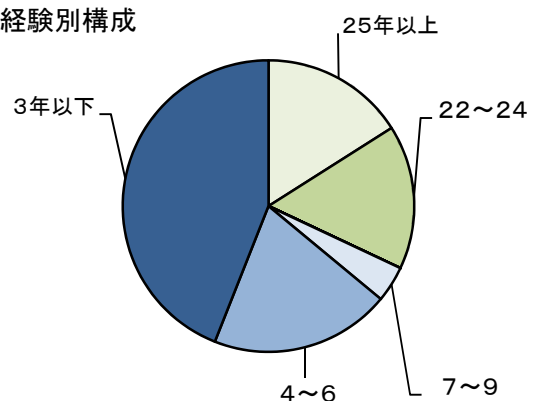
区 分		H29年度		H30年度		R元年度		R2年度		R3年度	
年 齢 別 構 成	56才以上	4	14.8	6	20.0	5	17.9	8	30.8	9	36.0
	51～55	9	33.4	8	33.4	5	17.9	3	11.5	3	12.0
	46～50	5	18.5	5	16.7	5	17.9	4	15.4	4	16.0
	41～45	5	18.5	6	20.0	7	25.0	8	30.8	4	16.0
	36～40	4	14.8	4	13.3	3	10.7	1	3.8	1	4.0
	31～35	0	0.0	1	3.3	2	7.1	1	3.8	2	8.0
	26～30	0	0.0	0	0.0	1	3.5	1	3.5	2	8.0
	21～25	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	20才以下	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	平 均	48.4才		48.9才		46.8才		48.2才		48.2才	
経 験 年 数 別 構 成	25年以上	3	11.1	5	16.7	3	10.7	4	15.4	4	16.0
	22～24	3	11.1	2	6.7	2	7.1	2	7.7	4	16.0
	19～21	1	3.7	3	10.0	2	7.1	2	7.7	0	0.0
	16～18	2	7.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	13～15	0	0.0	0	0.0	1	3.6	1	3.8	0	0.0
	10～12	2	7.4	2	6.7	0	0.0	1	3.8	0	0.0
	7～9	1	3.7	2	6.7	3	10.7	4	15.4	1	4.0
	4～6	5	18.5	8	26.7	6	21.5	5	21.5	5	20.0
	3年以下	10	37.0	8	26.7	11	39.3	7	26.9	11	44.0
	平 均	10年5月		11年3月		9年2月		11年5月		10年6月	

年齢別構成

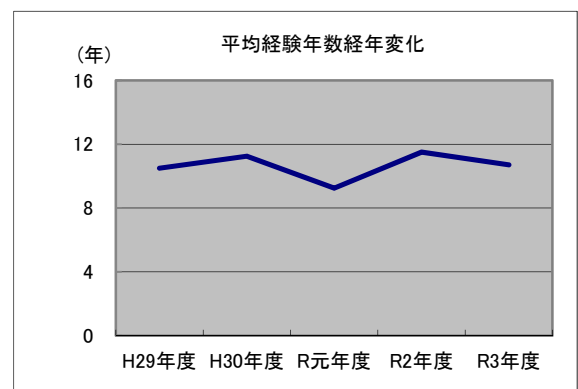
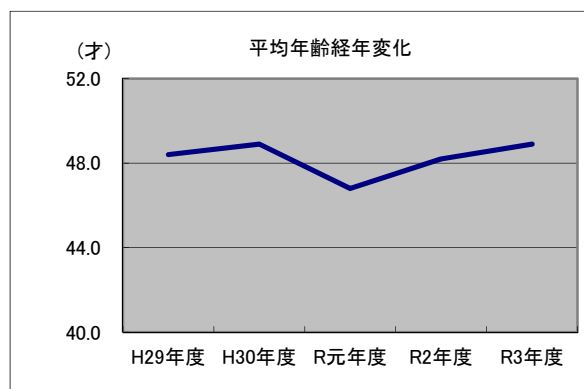


平均年齢 48.2才

経験別構成



平均経験年数 11年5月



4. 事 務 分 掌

総 務 課

- (1) 水道事業経営の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 財政計画及び資金計画に関すること。
- (3) 条例、規程等に関すること。
- (4) 職員の給与、人事その他労務に関すること。
- (5) 入札、契約及び検査に関すること。
- (6) 予算及び決算に関すること。
- (7) 出納その他会計事務に関すること。
- (8) 企業債、一時借入金等に関すること。
- (9) 局の資産の取得、管理及び処分に関すること。
- (10) 水道事業の広報活動に関すること。
- (11) 水道料金及び下水道使用料(以下「水道料金等」という。)の調定及び徴収に関すること。
- (12) 使用水量の計量及び認定に関すること。
- (13) 水道料金の未納による給水停止処分に関すること。
- (14) 水道の開閉栓及び名義変更に関すること。
- (15) 量水器に関すること。
- (16) その他水道料金等に関すること。
- (17) その他局の庶務に関すること。

工 務 課

- (1) 浄水場の管理に関すること。
- (2) 受水及び配水施設の管理に関すること。
- (3) 浄水場、受水場、配水施設の運転及び配水に関すること。
- (4) 水質検査及び上水水質管理に関すること。
- (5) 水源保全に関すること。
- (6) 水道の管路管理に関すること。
- (7) 給水装置に関すること。
- (8) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (9) 受託工事、開発協議及び申請に関すること。
- (10) 拡張、整備、改良工事に関すること。
- (11) 整備事業に係る進捗管理に関すること。
- (12) 課の所管する事務に係る関係機関との調整に関すること。
- (13) 貯蔵品(材料)、工具の管理及び保管に関すること。
- (14) 課の庶務に関すること。

5. 安全衛生

(1) 羽曳野市水道局職員安全衛生委員会要綱

制 定 昭 52.11.10

最 近 改 正 平 27. 4. 1

(目的)

第 1 条 職員の労働安全衛生に関する事項について、調査審議し安全衛生の円滑な推進を図ることを目的とする。

(設置)

第 2 条 前条の目的を達成するため羽曳野市水道局職員安全衛生委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、次の事項について調査審議し、水道事業の管理者(管理者の権限を行う市長をいう。以下「管理者」という。)に意見を述べる。

- (1) 職員の危険及び健康障害を防止するため基本となるべき対策に関すること。
- (2) 労働災害の原因及び再発防止対策で安全衛生に係るものに関すること。
- (3) 職員の公務災害に関する申請及び認定に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、職員の危険及び健康障害の防止に関する事項

(構成)

第 4 条 委員会の委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 水道事業の実施を総括管理する者若しくは、これに準ずる職員のうちから管理者が指名した者 1 名
 - (2) 前号以外の職員のうちから管理者が指名した者 若干名
- 2 管理者は、前項第 2 号に掲げる委員については、労働組合の推せんする者を 1 名以上選任するものとする。

(委員長)

第 5 条 委員会の委員長は、前条第 1 項第 1 号に掲げる者とする。

- 2 委員長は会務を掌理し、委員会を代表し、採決権をもたない。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長はあらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(安全衛生推進者)

第 6 条 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 12 条の 2 に規定する安全衛生推進者は、労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 12 条の 3 に規定する必要な能力を有すると認められる者であって、委員であるもののうちから、委員会が 1 名選任する。

- 2 安全衛生推進者は、羽曳野市職員安全衛生管理規則(平成 12 年羽曳野市規則第 41 号)第 7 条第 2 項各号に掲げる業務を担当する。
- 3 安全衛生推進者がやむを得ない理由により職務を遂行することができないときは、委員会は代理人を選任し、その職務の代理をさせるものとする。

(任期)

第 7 条 委員の任期は 1 年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第8条 委員会は、委員長が招集し議長となる。

2 委員会は、定例会を毎月1回開催するようになければならない。ただし、緊急の議事があるときは、この限りでない。

3 委員会は、特別な場合を除くほか委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その者に意見を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 委員会は、安全衛生の専門事項について調査させ、又意見を聴くため、次の各号に掲げる専門部会を置くことができる。

(1) 安全部会

(2) 衛生部会

(3) 安全運転部会

2 専門部会は、委員のうちから委員会において選出した会長及び専門部会委員をもって組織する。

3 専門部会は、委員会の議決による付議された事項についてすみやかに調査し、その結果を委員会に報告しなければならない。

4 委員長が必要と認めるときは、委員会の同意を得て職員の中から専門部会委員を選出することができる。

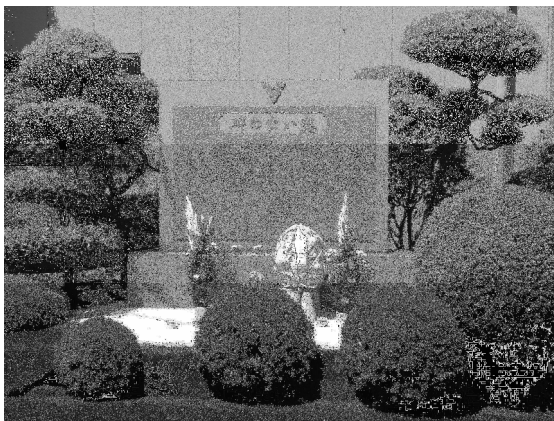
5 前各号に定めるもののほか専門部会の会議については、第8条第1項及び第3項から第4項までの規定を準用する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務課で行う。

(その他の事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営について、必要な事項は委員長が定める。

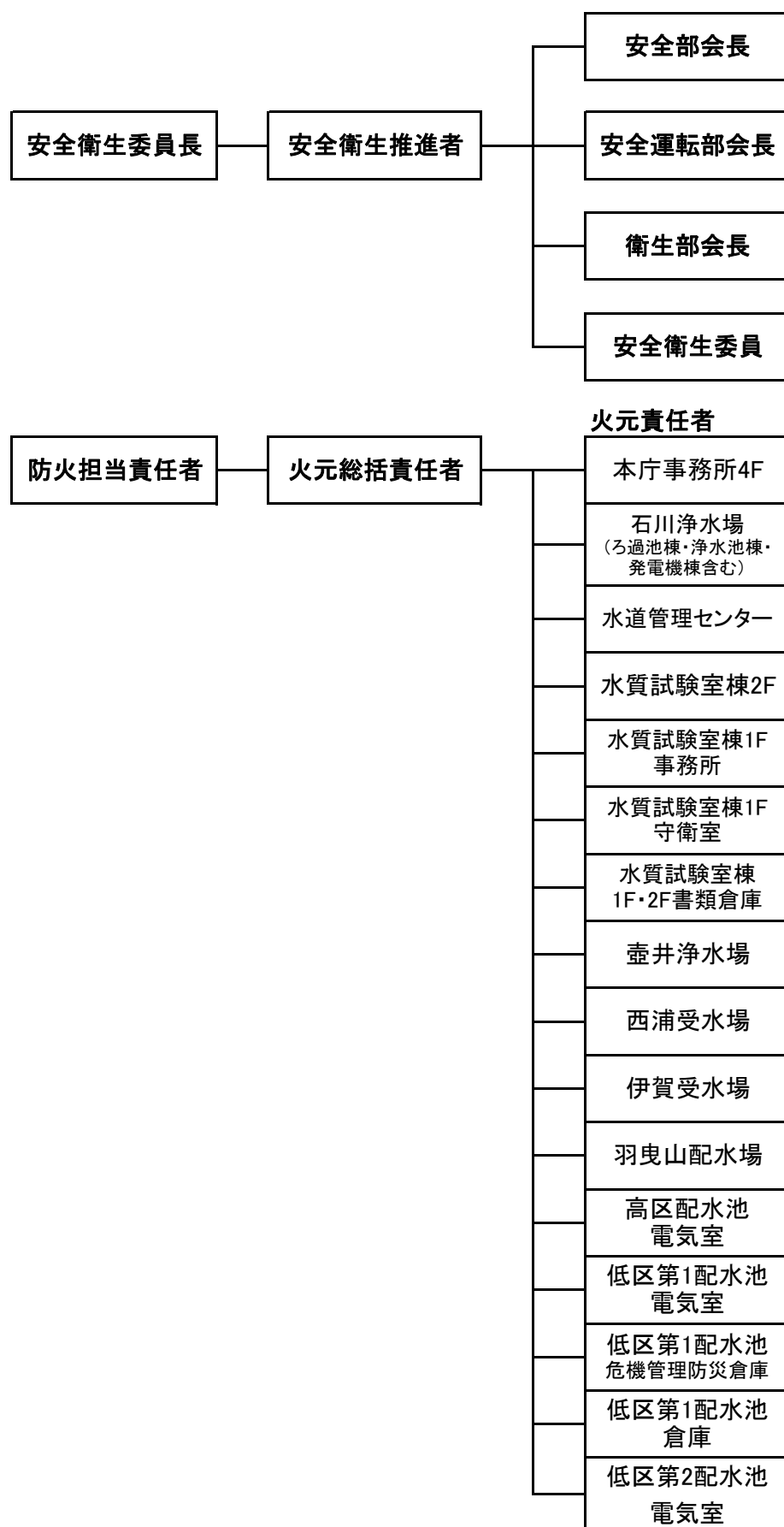


〔安全衛生への思いを込めて〕



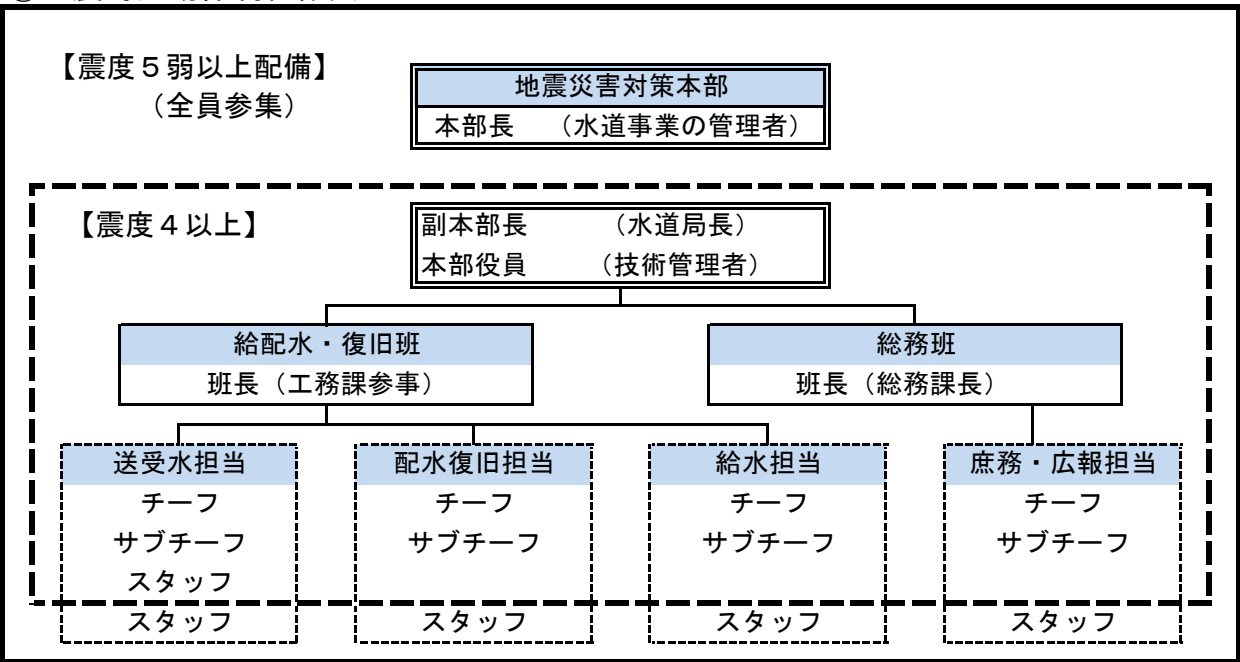
〔車両点検〕

(2) 安全衛生管理体制図（令和3年度）



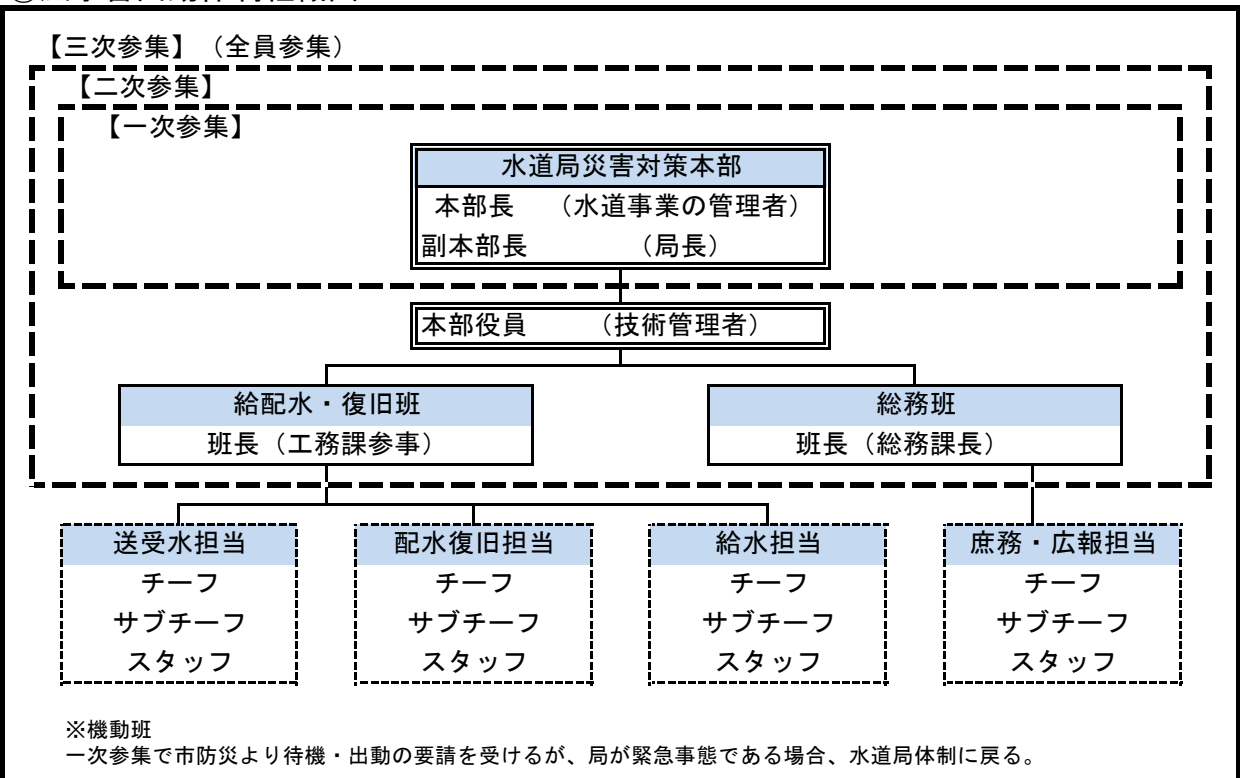
(3) 地震・風水害・その他出動体制組織

①地震時出動体制組織図



1. 震度4以上の場合には、事前指定職員が参集する。
2. 震度5弱以上の場合には、全員参集とする。(上下水道震災対策本部体制)

②風水害出動体制組織図



③その他本部長が必要と認めた場合

